

## あさごS I 助成事業（地域福祉体制整備事業）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、地域の支え合い体制づくりを推進し、誰もが安心して暮らせる地域をつくることを目的として取り組む、あさごS I 助成事業（地域福祉体制整備事業）（以下、「助成事業」という）に関し運営に必要な事項を定める。

### （実施主体）

第2条 この助成事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

### （助成の対象）

第3条 この助成事業における助成対象は、市内の全ての行政区（以下、「区」という。）とする。

### （助成対象活動）

第4条 この助成事業における助成対象の活動は、地域福祉の体制整備や地域の福祉課題の解決等、別表1 - 1に定める活動とする。

### （助成対象経費、根拠）

第5条 この助成事業における助成金については、第4条の活動の為に充当し、併せて、福祉に関する部会または委員会等の設置が解る規約（写し）を提出することで完了するものとする。

### （助成額）

第6条 助成額は、法人予算の範囲内とし、別表1 - 2に定める基準に基づき助成する。

### （助成申請の募集）

第7条 助成申請の募集は、公募により行う。

2 助成の対象となる活動は、別表1に定める活動とする。

3 助成申請者は、区長とする。

4 次年度、同一の選択コースでの助成はできないものとする。ただし、次年度、他の選択コースで申請は可能とする。

### （申請手続き）

第8条 助成金の交付を受けようとする区（以下「申請区」という。）は、「あさごS I 助成事業申請書（地域福祉体制整備事業）」（様式第1号）を社協に提出

するものとする。尚、年度途中での申請にあつては年度内に計画が達成か見込める場合に申請を可能とする。

(助成の決定)

第9条 助成の決定は、提出された申請書に基づき行うものとする。

(結果の通知)

第10条 社協は、選考の結果を「あさごS I 助成事業(地域福祉体制整備事業) 選考結果通知書」(様式第2号)により申請区に通知する。

(助成金の交付方法)

第11条 助成金は活動終了後提出された報告書を精査し、振込にて指定口座へ助成金を交付する。

(事業報告)

第12条 助成を受ける区は、当該年度の2月末までに「あさごS I 助成事業(地域福祉体制整備事業) 報告書」(様式第3号)を社協へ提出しなければならない。

(活動の変更または取下げ、及び交付決定の取り消し)

第13条 申請区が活動を進める上での変更または取下げの必要がある場合には、申請区は「あさごS I 助成事業(地域福祉体制整備事業)(変更・取下げ)届」(様式第4号-1)を社協に提出しなければならない。

2 「あさごS I 助成事業(地域福祉体制整備事業)(変更・取下げ)届」(様式第4号-1)の提出があつた場合には、社協は精査のうえ速やかに「あさごS I 助成事業(地域福祉体制整備事業)(変更・取下げ・取消)決定通知書」(様式第4号-2)を申請区に通知する。

3 社協は、申請区が次の各号に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その際には、「あさごS I 助成事業(地域福祉体制整備事業)(変更・取下げ・取消)決定通知書」(様式第4号-2)を申請区に通知する。

(1) 事前の連絡もなく、計画と別の形で事業を進めたとき

(2) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

あさごS I 助成事業（地域福祉体制整備事業）

別表 1－1

事業名	内 容	条 件	報 告
あさごS I 助成事業 （地域福祉体制整備事業）	誰もが安心して暮らせる地域づくりの為、区組織に福祉に関する部会または委員会等（名称は自由）を設置し、民生委員・協力委員・部員が必ず同席した構成員（【参考】区長・民生委員・協力委員・部員）で、福祉マップを作成し区で支え合い活動に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は区長とする。</li> <li>・区の規約改正後に規約の写しを提出する。</li> <li>・福祉マップ作成時には社協職員が必要に応じ同席する（地図は社協が準備する）。</li> <li>・活動実施期間は4月～2月までとする。</li> <li>・既存で福祉的な部会が存在する場合は、福祉マップ作成のみの助成も可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定の様式に記入して提出（様式第3号）。</li> <li>・写真データの提出（期日確認の為）。</li> </ul>

別表 1－2

助成金の交付額	追加選択のコース（内容）	条件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表 1-1 に定める事業実施につき30,000 円助成する（実施初年度のみ助成）。</li> <li>・福祉的な部会が既存である場合、福祉マップを作成に対し 5,000 円助成する。</li> <li>・この事業を実施されている区は、右の追加選択のコースを合わせて取り組むことができ、各コース 20,000 円を助成する。</li> </ul> 追加選択のコースは複数実施可。次年度も継続される区には、コース分を助成する（最大2年間）。	<b>㊤わが町井戸端会議コース</b> …「福祉」に関することを話し合い、できる支え合いを考えます。福祉マップの更新を実施回数に含むコース。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内に3回以上実施</li> </ul>
	<b>㊦つどいの場応援コース</b> …区内にミニデイやぷちサロンが1カ所以上あること、その集いに区役員さんが様子を伺って交流を図られるコース。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内に2回以上実施</li> </ul>
	<b>㊧隣接区協同コース</b> …他地区と又は他地区つどいの場で話し合い協同して交流する場をつくり楽しむコース。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内に1回以上実施</li> </ul>
	<b>㊨私たちの居場所コース</b> …区民が集まりやすい場所を開放して、「ここに行けば誰かに会える」場をつくるコース。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開放は年内6日以上</li> <li>・参加者は延べ30名以上</li> </ul>
	<b>㊩健康！見守りウォーキングコース</b> …区内を見守りしながら健康ウォーキング。定期的に区内に周知し参加協力者の増加を目指すコース。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り対象2世帯以上</li> <li>・年度内に6回以上実施</li> </ul>
	<b>㊰お裾分けで安心コース</b> …要援護者の方へ、隣保・近隣の方が食事を作って持っていくコース。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内に4回以上実施</li> </ul>

